

【技術分類】 2－2－1 パチンコルール／遊技ルール／基本ルール

【技術名称】 2－2－1－1 抽選に関するルール

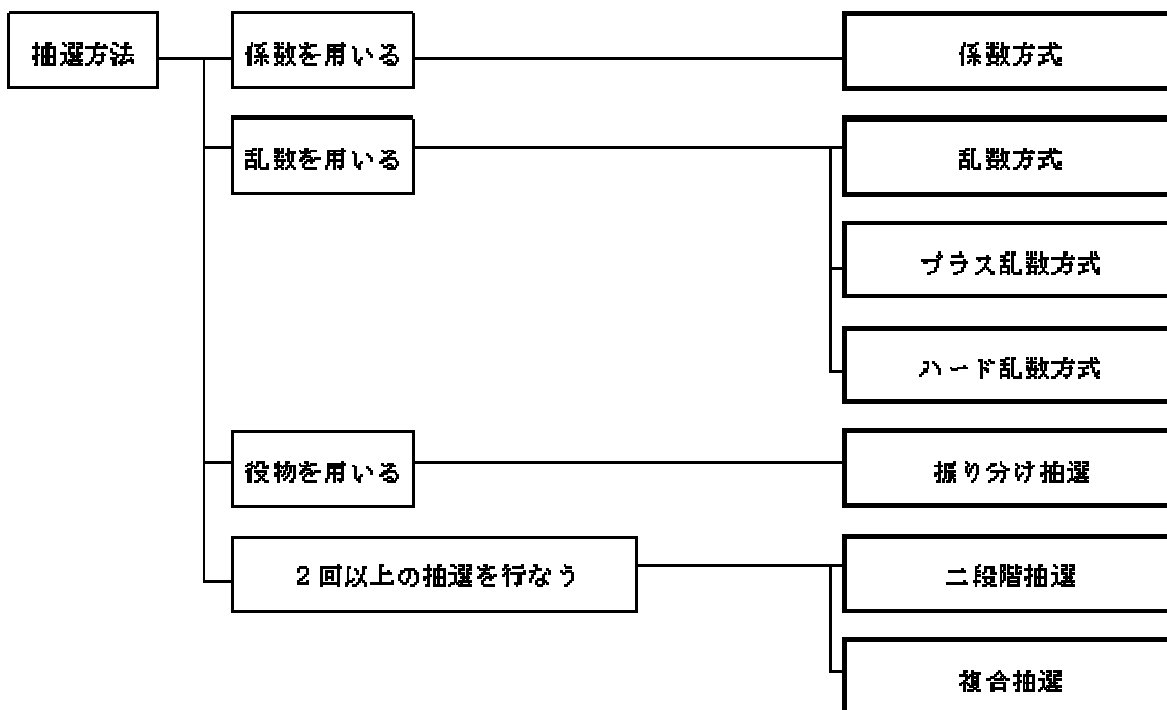
【技術内容】

現行機におけるメイン基板による抽選は、以前の抽選結果による影響を受けない完全確率方式によって行なわれ、毎回同一の確率で抽選が行なわれる。

パチンコにおける大当たりの抽選方式には係数を用いた方式（2－4－1－1：係数方式参照）や乱数方式（2－4－2－1：乱数方式参照）、乱数を2回用いる二段階判定（2－4－2－2：二段階判定参照）、役物を用いた特定箇所への入球による振り分け抽選（2－4－3－1：役物振り分け参照）、上記2種類以上の抽選方式を組み合わせた複合抽選（2－4－4－1：デジタル＋役物参照）などがある。

また、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」内の「別表第3 不正な改造その他の変更を防止するための遊技機の構造に係る技術上の規格」の「(2) 主基板に装着される電子部品に関する規格」の「ハ 主基板に装着される電子部品に関する規格」において、「(二)－b 周期が規則的であるものその他当該くじに当せんする機会を容易に推定することができる仕組みのものでないこと。」と定められている。これにより、係数方式は以前の抽選結果による影響を受けるため、現在は使用が禁止されている。

【図1】パチンコ機における抽選方法の分類



出典：本標準技術集のために作成

【技術分類】 2－2－1 パチンコルール／遊技ルール／基本ルール

【技術名称】 2－2－1－2 賞球・出玉・打ち出し個数に関するルール

【技術内容】

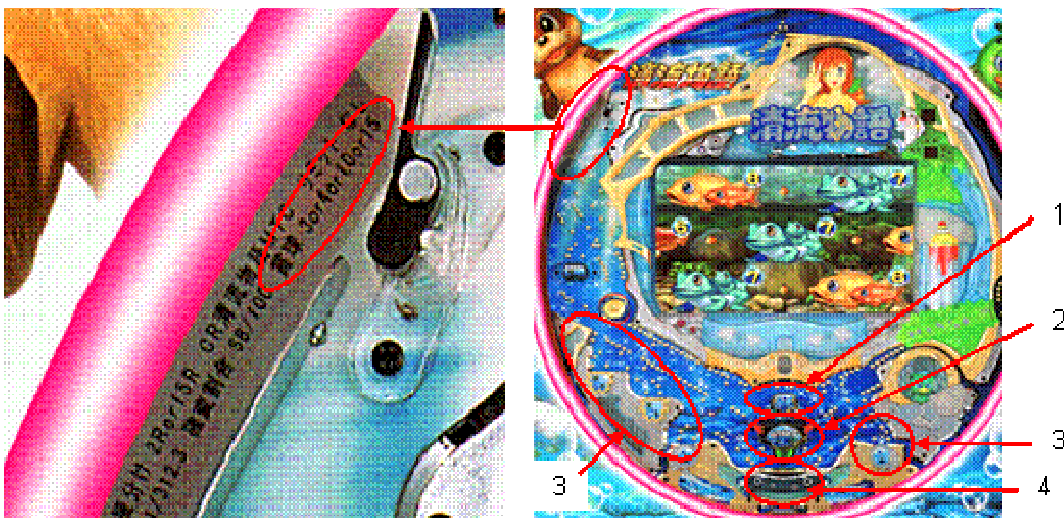
「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」では、パチンコ台における賞球・出玉・打ち出し個数に関するルールとして、以下のような内容が規定されている。

1. 賞球に関するルール

賞球に関するルールとしては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」内の「別表第四 パちんこ遊技機に係る技術上の規格」の「(1) 性能に関する規格」の「ロ 遊技球の獲得に係る遊技機の性能に関する規格」において、「(イ) 1 個の遊技球が入賞口に入賞した場合に、15 個を超える数の遊技球を獲得することができるものでないこと。」「(ロ) 入賞口への遊技球の入賞によらずに遊技球を獲得することができるものでないこと。」とされている。

賞球の種類には大きく分けて、始動口賞球、大入賞口賞球、その他の入賞口賞球に分けられ、これらの賞球個数は盤面上に記載されている場合が多い。

【図 1】 盤面に記載されている賞球内容の説明



賞球は「3or4or10or15」と表記されている。

1 番最初の数字は始動口の賞球（1 の入賞口）

2 番目の数字は電動チューリップの賞球（2 の入賞口）

3 番目の数字はその他の入賞口の賞球（3 の入賞口）

4 番目の数字は大入賞口（アタッカー）の賞球（4 の入賞口）を表している。

出典：株式会社三洋物産、C R 清流物語^{※1} M T C カタログ
を元に改変

【出典機種】

C R 清流物語^{※1} M T C：株式会社三洋物産

2.出玉に関するルール

出玉に関しては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」内の「別表第四 ぱちんこ遊技機に係る技術上の規格」の「(1) 性能に関する規格」の「ロ 遊技球の獲得に係る遊技機の性能に関する規格」において、「(ハ) 遊技球の試射試験を 1 時間行った場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の 3 倍に満たないものであること。」、「(ニ) 遊技球の試射試験を 10 時間行った場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の 2 分の 1 を超え、かつ、2 倍に満たないものであること。」、「(ホ) 遊技球の試射試験を 10 時間行った場合において、獲得する遊技球の数のうち役物の作動によるものの割合が 7 割（役物が連続して作動する場合における当該役物の作動によるものの割合にあっては、6 割）を超えるものでないこと。」と定められている。従って、以下「3.打ち出し個数に関するルール」に記載されている打ち出し個数の制限と併せ見た場合には、1 時間の試射試験による出玉が 18000 個未満、10 時間の試射試験による出玉が 3 万個を超え、かつ 12 万個未満となる。

3.打ち出し個数に関するルール

パチンコ機においては、プレイヤーが電動ハンドルを回転させることで遊技球を盤面に発射するが、パチンコ遊技機、アレンジボール遊技機、じゃん球遊技機における遊技球の発射装置に関する規格が定められている。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」内の「別表第四 ぱちんこ遊技機に係る技術上の規格」の「(1) 性能に関する規格」の「イ 遊技球の発射装置の性能に関する規格」において、「(イ) 遊技球を 1 個ずつ発射することができるものであること。」、「(ロ) 1 分間に 100 個を超える遊技球を発射することができるものでないこと。」、「(ハ) 遊技球の試射試験を 10 時間行った場合において、(イ) 及び (ロ) に掲げる性能が不変であるものであること。」、「(ニ) 遊技球の試射試験を 10 時間行った場合において、その間、遊技盤上の遊技球の位置を確認し、かつ、調整することができるものであること。」と定められている。

【参考資料】

電子政府の総合窓口 法令データ提供システム 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則項
関連項目「トップページ>サイトマップ>法令データ提供システム>法令索引検索>遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%97%56%8b%5a%8b%40%82%cc%94%46%92%e8%8b%79%82%d1%8c%5e%8e%ae%82%cc%8c%9f%92%e8%93%99%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%8b%4b%91%a5&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S60F30301000004&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

検索日：2007 年 1 月 27 日

※1「清流物語」：株式会社三洋物産の登録商標

【技術分類】 2－2－1 パチンコルール／遊技ルール／基本ルール

【技術名称】 2－2－1－3 設定に関する事項

【技術内容】

1993 年から 1995 年の CR 機登場期では、パチンコ機にもパチスロ機のように大当たりの確率の設定を設けた機種が多く存在している。パチンコ機における設定は、設定 1 から 3 までの 3 段階設定で、かつ設定 1 が最高設定、設定 3 が最低設定である。1996 年以降は設定が設けられている機種はほとんど存在しない。

ただし、パチンコは設定に代わる調整方法として、長らく釘調整による回転率や出玉率の調整が行なわれていたため、パチンコにおける設定による出玉率の調整はやや特殊な例と言える。

一方、釘による調整が不要とされているパチコン^{※1}は、パチスロと同様に、6 段階の設定を設けることが可能であるが、パチコン^{※1}で用いられる設定には、大当たり確率の設定と小デジタルの当選確率を変化させ、回転率の補正を行なう機能の 2 種類あり、パチスロと同様に 6 段階、かつ設定 1 が低確率、設定 6 が高確率となっている。

【図 1】 3 段階設定の搭載機の例と大当たり確率表



設定	大当たり確率
1	268分の1
2	288分の1
3	308分の1

設定 1 が最も高確率で、設定 3 が低確率となっている。

出典：（左）刊行物名：「パチンコ必勝ガイド爆裂年鑑 2001」、発行年月日：2001 年 2 月 9 日、編集人：成澤浩一、発行人：末井昭、発行所：株式会社白夜書房発行、出典箇所：210 頁
：（右）本標準技術集のために作成

【出典機種】

CR 花満開^{※2}：株式会社西陣

【図 2】 6 段階設定を搭載したパチコンの大当たり確率表の例

設定	大当たり確率
1	359分の1
2	346分の1
3	337分の1
4	326分の1
5	316分の1
6	304分の1

出典： 本標準技術集のために作成

※1「パチコン」：アルゼ株式会社の登録商標

※2「花満開」：株式会社ソフィアの登録商標